

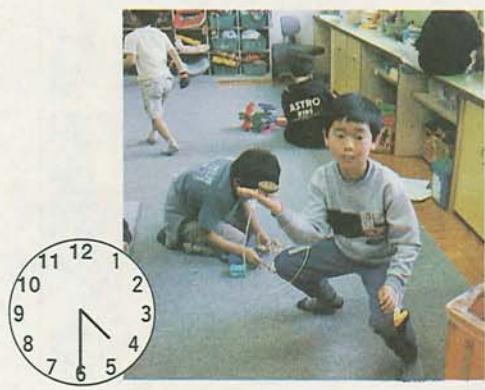
のびのび 楽しく 元気よく



ようこそ！ 高郷放課後ルームへ



▲「おいしいね」みんなニコニコ。おやつ
は一番の楽しみ



▲「見ててよ。ほら、うまいでしょう」
将棋、トランプ、コマなどお気に入り
のゲームを楽しむお遊びタイム



▶「先生」はどうするの」「そう、じょうずね」色紙を使って
ここの作りに挑戦



▲「先生バイバイ」「さようなら。気を付けてね」
今日は、お母さんが迎えに来てくれました。一年
生は二、三年生といっしょに帰ります



▲みんなで砂遊び。小学校の校庭や公園で、指導員がつきそって外遊びもできます

スタートして1か月
放課後ルーム

保護者が仕事や病気などで、放課後、家庭で世話をすことができない小学校低学年の児童をお預かりする「放課後ルーム」が4月1日から始まりました。現在、43の小学校区（このほか2か所は法人に委託）にルームを開いています。開設から1ヶ月、高郷放課後ルーム（小学校内）を訪ねました。

〈問合せ〉児童家庭課☎436-2318

市では、子育て世代を支援するため、「学童保育」に代わって、市直営の「放課後ルーム」を今年度からスタートさせました。

高郷放課後ルームでは、一年生などもようやく生活のリズムに慣れ、指導員とのコミュニケーションも取れるようになりました。また、このほかのルームでも子どもたちはのびのび楽しく過ごしています。

この一か月間をみても、放課後ルームは、保護者の皆さんのが安心してお子さんを預けられるよう運営され

今年度4か所、15年度までに全学区に新設されています。

現在、ルームが設置されていらない小学校区は10か所。この学区の児童は、最寄りのルームに通っています。

これらの学区にルームを設置してほしいという声が数多く市に寄せられています。

財政状況が厳しい中ではありますが出、当初の計画を一年早め、15年度までには残りすべての学区にルームを設置することにしました。

今年度は、9月に行田西

小学校内に、また、来年3月には夏見台小学校内に新設します。さらに、七林小前原小の学区にも設置する予定です。



高郷放課後ルーム指導員
右から多田孝子さん、
三枝佳子さん、菊地
よしこ
美子さん

ここでは、みんなのお母さん

指導員の皆さんには、「甘えん坊さんも多いけど、どの子も本当にかわいいんですよ」「お誕生日会や、ピクニックなどもやってみたい」と話してくれました。指導員は、ここではみんなのお母さんなんですね。

市税・都市計画税条例の一 部が改正

今回改正される主なもの
は固定資産税と市民税です。
概要と、土地を中心とした
固定資産税の課税のしくみ
についてお知らせします。

いる人が市町村に納める税
で、固定資産の価格（評価
額）をもとに算定されます。
土地と家屋については3年
に一度、価格が見直されま
す。ただし、土地の評価額
は地価の下落が著しい場合
には、評価替えの年度に限
らず価格が修正されます。

固定資産税額の計算は
固定資産税額は課税標準
額×税率（1・4パーセン
ト）で求められます。課税
標準額は、原則として固定
額に対する税負担の割合（負
担水準）が高い土地は税負
担を引き下げまたは据え置
き、負担水準の低い土地は
なだらかに引き上げて均衡
化を図ります（上図参照）。

△特例措置の例 住宅一戸
当たり200m²以下の小規模住
宅用地は、課税標準額が評
価額の6分の1となります。

△負担調整措置の例 評価
額に対する税負担の割合（負
担水準）が高い土地は税負
担を引き下げまたは据え置
き、負担水準の低い土地は
なだらかに引き上げて均衡
化を図ります（上図参照）。

△負担水準が75パーセント
を超える商業地等の宅地は
75パーセントまで引き下げ
に（12・13年度）これまで
80パーセントが
上限だった商業地等の負担
水準を75パーセントまでと
し、負担水準の高い土地の
税負担を引き下げます。さ
らに14年度は70パーセント
とします。

△据え置かれる価格下落率
が25から12パーセントに
価格下落率は、土地の税
負担を軽くする特例措置の
結果です。

△市県民税の非課税限度額
の調整措置が適用されます。
市県民税は、税金を納め
る人が均等に負担する均等
割と、所得に応じて負担す
る所得割の二つからなりま
すが、それぞれ所得金額が
表の計算額以下になる場合
には課税されません。

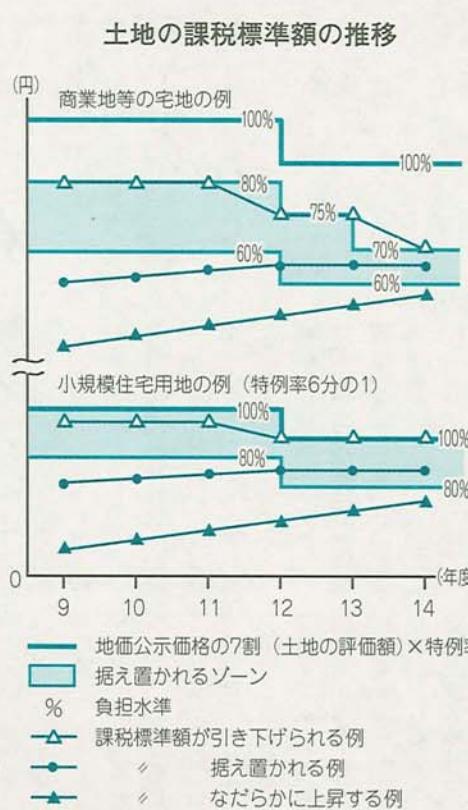
△会議室・委員会傍聴の
際には、1歳から就学前
までのお子さんをお預か
りします（前日の正午ま
でに申し込み）。

△審議日程、請願・陳情
の提出方法などの問い合わせ
や託児の申し込みは
市議会事務局（436-3022）
へ。

第2回市議会定例会のお知らせ
け付けています。
6月2日(金)から開かれる
予定です。会期や審議日
程は5月29日(月)の議会運
営委員会で決定されます。
(請願・陳情)

6月1日(木)午後5時ま
でに受理されたものが審
議されます。

午前10時のとき 午前9時
午後1時のとき 午前11時
午前11時30分
正午



11年度 市の情報の公開状況

公開率は98・2パーセント

昨年度に公文書公開の請
求または申し出があった件
数は318件で、対象とな
った文書は907件です。ま
た、うちすべてを公開した
ものが617件、一部を除
いて公開したもののが217
件、非公開は15件です。ま
た、文書がないものなどが
54件、取り下げが4件です
(表1参照)。請求内容の主
なものは、市長部局では補
助金や開発行為に関する文
書、教育委員会では学校給
食に関する文書です。

公開率は部分公開を含め
て98・2パーセントです。

部分公開または非公開にな
った文書は、個人に関する内
容で保護すべき内容

が含まれていたものです。

個人情報の請求は21件

個人情報保護条例により、
市が保有する本人の個人情
報に限って開示・訂正の請
求ができます。

11年度の状
況は表2のとおりです。な
お、非開示などの決定に対
する救済措置として、学識
情報の開示・訂正請求の相
談や受け付けをしていま
す。

問 情報政策課
436-2062

手 続 き は 公 文 書
公 开 コ ー ナ ー で

経験者による個人情報保護
審議会が設置されています。

市役所11階の行政資料室
内にある公文書公開コーナー
で、市長・議長交際費の
閲覧や公文書の公開や個人
情報の開示・訂正請求の相
談や受け付けをしていま
す。

問 情報政策課
436-2062

手 続 き は 公 文 書
公开コ一ナ一で

経験者による個人情報保護
審議会が設置されています。

市役所11階の行政資料室
内にある公文書公開コーナー
で、市長・議長交際費の
閲覧や公文書の公開や個人
情報の開示・訂正請求の相
談や受け付けをしていま
す。

問 情報政策課
436-2062

手 続 き は 公 文 書
公开コ一ナ一で

経験者による個人情報保護
審議会が設置されています。

市役所11階の行政資料室
内にある公文書公開コーナー
で、市長・議長交際費の
閲覧や公文書の公開や個人
情報の開示・訂正請求の相
談や受け付けをしていま
す。

問 情報政策課
436-2062

6月から児童手当の対象年齢が 小学校に入る前までに 拡大されます

問 児童家庭課 436-2316

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記号と番
印鑑、
養育者名義の預金通帳、加
以降△1万円
△申請に必要なもの
△受付場所 児童家庭課、各出張所 津田沼駅前連絡所
△支給月額 ○第1子・第2子△5000円○第3子
○3歳未満の児童がいて申
請をしていない人△早めに
申請してください。

児童手当法の改正後に、
3歳未満を対象とした児童
手当が、12年6月分から義
務教育に就学する前の児童
入している年金の記

| | |
|---------------------|---------------------|
| 時々午後5時まで※例を除く | 時々午後5時まで※例を除く |
| 教育委員会総務課 | 教育委員会総務課 |
| 804へ | 436・2 |
| 臨時職員登録者 | 臨時職員登録者 |
| (保健婦・士、社会福祉士、介護福祉士) | (保健婦・士、社会福祉士、介護福祉士) |

| | |
|--------|---|
| 女性センター | 423・0757 |
| ※(日祝)休 | 参加 |
| 交流サロン | □日時6月1日(木)午前9時30分~午後2時30分、19日(月)、28日(木)各午後4時~8時※要予約 |

募集します



おしらせ

く勤務場所在宅ケアセン

(木)女子9月25日(月)

所・氏名・年齢・電話番号

なる人についても同様に割引されます。

イア論、ふなばしいこと

ア論、ふなばしいこと

ター対象該当する資格を

持つおおむね45歳までの人

は免除制度があります。

ア論、ふなばしいこと

ア論、ふなばしいこと

持つおおむね45歳までの人

は免除制度があります。

ア論、ふなばしいこと

ア論、ふなばしいこと

ター対象該当する資格を

持つおおむね45歳までの人

は免除制度があります。

ア論、ふなばしいこと

ア論、ふなばしいこと

ター

けんこう



| | |
|---|---|
| ①夜間急病診療所 (中央保健センター内) 毎日(日曜、祝日、振替休日を含む)午後9時~午前6時 ☎424-2327 (診療科目)内科、外科 ○健康保険証を持参してください。 | ②休日診療 日曜、祝日、振替休日 午前9時~午後5時 ☎435-2727 ○休日当番医をテープで案内しています。 |
| ③救急医療機関ネットワーク 毎日(日曜、祝日、振替休日を含む)午前6時~9時、午後5時~9時 ☎435-2727 ○当番医をテープで案内しています。 | 休日急患歯科診療所 (中央保健センター内) 日曜、祝日、振替休日 午前9時~正午 ☎423-2113 ○急な歯痛などの応急処置のみを行います。健康保険証を持参してください。 |

ホームページやファックスでも当番医を紹介しています
アドレス <http://www.qq.pref.chiba.jp/>
FAXアンサー電話番号 043-242-4199

医療・健康相談(相談は無料)

〈医療相談〉毎週(月)~(金)午後2時~4時※受付は3時30分まで。(祝を除く)/市医師会会員による特殊な病気の専門医への紹介、治療上の問題等の相談/医療センター相談外来☎438-3321へ
〈成人健康ダイヤル相談☎436-2388〉毎週(月)~(金)午前9時30分~11時30分、午後1時~4時※祝を除く/保健婦(士)による生活習慣病の予防や日常生活上の注意など健康全般の相談
〈赤ちゃんダイヤル相談☎436-2388〉毎週(月)~(金)午前9時30分~11時30分、午後1時~4時※祝を除く/乳幼児の育児、妊娠の健康相談について、保健婦・助産婦がお答えします。聴覚・音声言語障害のある人は☎436-2416へ
〈心の健康電話相談〉毎週(月)~(金)午前10時~正午、午後2時~4時※祝を除く/不眠、人づきあい、家族関係など/船橋こころの福祉センター「オアシス」☎423-3127へ

転知つておきたい
予防

健康講座

| | |
|--|--|
| 痴ほうつてなあに 保健婦(士)による講話 定員先着40人 申込み6月 30分 会場東部保健センター 内容医師、保健婦(士)などによる講話、運動実技 対象60歳以上の人 定員先着30人 申込み6月 30分 会場北部 内容医師、保健婦(士) | 466-1383 日時6月7日(水)午後1時 30分~3時30分 会場東部 保健センター 内容医師、 保健婦(士) 寝つきりにさせない ならないために 保健婦(士)による講話 定員先着40人 申込み6月 5日(月)までに電話で同セン ターカー 449-7600 日時6月13日(火)午後1時 30分 会場北部保健センター 1 内容医師、保健婦(士) などによる講話、実習ほか 定員先着30人 申込み6月 12日(月)までに電話で同セン ターカー 449-7600 へ |
|--|--|

466-1383
日時6月14日(水)~7月19日
毎週(水)午後1時30分~3時
会場東部
保健センター
内容医師、
保健婦(士)

痴ほうつてなあに
保健婦(士)による講話
定員先着40人
申込み6月
5日(月)までに電話で同セン
ターカー
449-7600
へ

466-1383
日時6月7日(水)午後1時
30分~3時30分
会場東部
保健センター
内容医師、
保健婦(士)
寝つきりにさせない
ならないために
保健婦(士)による講話
定員先着40人
申込み6月
5日(月)までに電話で同セン
ターカー
449-7600
へ

ママになるための教室
□対象・日程・内容○7月、8月に出产予定の人々6月
8日(木)「お産の経過と補助動作」ほか、15日(木)「赤ちゃんのもく浴」ほか、10月、8日(木)「妊婦の生理と生活」ほか、29日(木)「妊婦体操」ほか、11月に出产予定の人々22日(木)「妊娠の手帳」などを実施します。

母と子の歯みがき大会
□対象1歳6か月~2歳6か月までの子 実施日6月
下旬(個別に通知) 定員先着30人 申込みハガキに住所、親子の氏名・生年月日、電話番号、「聴力検査希望」と書いて、健康管理課へ

マタニティヘルス

マタニティヘル

